



## 申告期間は2月16日(月)～3月16日(月) 申告は早めの事前準備を

問い合わせ 市民税務課 ☎ 2128

市県民税の申告の時期になりました。平成27年1月1日現在で大竹市内に在住の方を対象に、申告の受け付けをします。申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。

また、申告の内容によっては所得税および復興特別所得税の確定申告が必要となる場合があります。市の受付会場での受け付けができない場合があります。(例えば、青色申告や分離課税所得など)

※ 受付会場は混雑し、待ち時間が長くなることがあります。

### 申告が不要な方

○1つの会社のみから給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方

○公的年金などを受給している方で一定の要件を満たす方

### 申告が必要な方

○事業所得や不動産所得などがある方

○年の途中で退職し、再就職していないなど、勤務先で年末調整が済んでいない方

○土地、建物などを売却した方  
○生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金を受け取った方

※ 申告の結果によっては、所得税および復興特別所得税が納付または還付になる場合があります。そして、その内容は平成27年度の市県民税額に反映されます。申告の要否に迷う場合は、各受付会場で相談してください。

※ 申告の結果によっては、所得税および復興特別所得税が納付または還付になる場合があります。そして、その内容は平成27年度の市県民税額に反映されます。申告の要否に迷う場合は、各受付会場で相談してください。

### 市県民税申告受付日程

| と き   |        |            | 受付会場                                                                                                                     |
|-------|--------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月    | 16(月)  | 9時～16時     | 総合市民会館(2階)<br><br>※ 2月23日(月)は税の無料相談日です。<br>中国税理士会から派遣された税理士に、無料で相談を受けてもらえます。<br><br>※ 2月21日(土)、22日(日)は休日ですが申告の受け付けを行います。 |
|       | 17(火)  |            |                                                                                                                          |
|       | 18(水)  |            |                                                                                                                          |
|       | 19(木)  |            |                                                                                                                          |
|       | 20(金)  |            |                                                                                                                          |
|       | 21(土)  |            |                                                                                                                          |
|       | 22(日)  | 9時～12時     |                                                                                                                          |
|       | 23(月)  | 9時～16時     |                                                                                                                          |
| 24(火) | 9時～12時 |            |                                                                                                                          |
| 3月    | 25(水)  | 10時15分～12時 | 阿多田島漁協<br>※ 阿多田地区の方のみ対象です。                                                                                               |
|       |        | 10時～12時    | 松ヶ原集会所                                                                                                                   |
|       | 26(木)  | 9時～16時     | コミュニティサロン玖波                                                                                                              |
|       | 27(金)  | 9時～12時     |                                                                                                                          |
|       | 2(月)   | 10時30分～15時 | 農林振興センター                                                                                                                 |
| 3月    | 3(火)   | 9時～16時     | 市役所(3階)                                                                                                                  |
|       | 4(水)   |            |                                                                                                                          |
|       | 5(木)   |            |                                                                                                                          |
|       | 6(金)   |            |                                                                                                                          |
|       | 9(月)   |            |                                                                                                                          |
|       | 10(火)  |            |                                                                                                                          |
|       | 11(水)  |            |                                                                                                                          |
|       | 12(木)  |            |                                                                                                                          |
|       | 13(金)  |            |                                                                                                                          |
|       | 16(月)  | 9時～12時     |                                                                                                                          |

※ 申告書は自分で記入し郵送することもできます。

※ 申告書類は申告会場と市民税務課にあります。

### 申告に必要なもの

○税務署から送付された申告書類や案内など

○公的年金源泉徴収票

○給与などの源泉徴収票

○生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受け取った方は、その受取通知書や支払明細書など

○医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書(※人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください)

○事業所得や不動産所得などがある場合は、収支内訳書(※用紙は会場にあります。収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、

準備しておいてください)

○生命保険料や地震保険料の控除証明書

○国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書や領収書

※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載)の納付確認書は1月下旬に送付しています。

○国民年金保険料控除証明書など

○配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額がわかるもの

○控除などの対象になる寄附金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類

○本人名義の口座番号などがわかるもの(※所得税および復興特別所得税が還付になる場合に必要)

○印鑑

など

※ 詳しくは、市広報1月号または市ホームページをご覧ください。

## 税の無料相談

中国税理士会が、無料の相談会を行います。

と き 2月23日(月)  
9時～16時  
ところ 総合市民会館(2階)